

## 医療機関

医療機関（病院、診療所、訪問看護ステーション、薬局）の指定申請、変更等の届出については、以下の表のとおりです。

届出を要する事項	更新（指定申請）	廃止届	変更届	その他
(1) 医療機関が新たに生活保護法による指定を受ける場合	○			
(2) 既に指定医療機関等である場合				
・ 指定の更新を行う場合 （生活保護法の一部改正（平成26年7月1日施行）により、6年ごとの更新が必要となっています。）	○			
・ 保険医療機関番号（医療機関コード）が変更された場合 例）開設者が変更になった場合 指定医療機関の所在地を移転した場合	○	○		
・ 指定医療機関の名称を変更した場合 ・ 開設者の氏名や法人の名称を変更した場合 ・ 指定医療機関の所在地が、行政による住居表示等により変更された場合 ・ 開設者が法人で、法人代表者を変更した場合 ・ 管理者を変更した場合			○	
・ 指定医療機関の開設者が死亡した場合 ・ 指定医療機関の開設者が当該指定医療機関を廃止した場合		○		
・ 指定医療機関の開設者が当該指定医療機関を休止した場合 （再開の意思がある場合）				休止届
・ 休止した指定医療機関を再開した場合				再開届
・ 他法による処分を受けた場合				処分届
・ 指定医療機関の指定を辞退する場合（業務は継続） ※30日以上予告期間が必要です				辞退届